

報道関係者 各位

平成24年4月20日

(照会先)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

主 査 尾 川 (内線 2844)

指導養成係長 高 相 (内線 2867)

代表 03-5253-1111 直通 03-3595-2617

「経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会」  
の主な論点に関するご意見の募集について

平成20年度から経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れが開始され、これまでにインドネシア人とフィリピン人を合わせて788名の介護福祉士候補者が入国しています。介護福祉士候補者の初回の受験となった第24回介護福祉士国家試験では、受験した95名の介護福祉士候補者のうち36名が合格されています(合格率37.9%)。

厚生労働省においては、これまで介護福祉士候補者に対する学習支援事業を実施するとともに、第23回介護福祉士国家試験(平成23年1月実施)からは、試験の質を担保した上で、日本語を母国語としない者にとってもわかりやすい文章となるよう問題を作成し、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図ってきました。

このEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れについては、社会的な関心が高い問題であるとともに、介護福祉士制度や国家試験制度の根本に関わるものであり、利用者やその家族、関係する他職種への影響、実現可能性等も踏まえて、幅広い観点から検討を行う必要があります。そのため、今般、「経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会」の主な論点に関するご意見の募集について、下記の要領により広くご意見を募集することとしましたのでお知らせいたします。

## 記

### 1. ご意見募集期間

平成24年4月20日(金)から平成24年5月17日(木)まで

### 2. ご意見募集内容

この問題については、社会・援護局の検討会で議論を行っています。  
「経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会」の主な論点(別紙)をご覧いただいた上、アンケートにご回答ください。

### 3. ご意見提出方法

下記のいずれかの方法にて、ご提出願います。

【※ 下記のいずれの方法においても平成24年5月17日(木)必着にてお願いいたします。】

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 宛

○ FAXの場合

03-3591-9898

○ Eメールの場合

epa-kaigo@mhlw.go.jp

### 4. ご意見提出に当たってのお願い事項

「経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会」の主な論点(別紙)を参照の上、ご意見がございましたら、アンケートの欄に記入していただきますよう、お願いいたします。  
ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せる場合もあります。

# 「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した 国家試験のあり方に関する検討会」における主な論点 （案）

介護福祉士に求められる能力および介護福祉士国家試験の意義等を確保しつつ、経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に一層の配慮を行う観点から、以下の論点について、どう考えるか。

## 1. わかりやすい日本語への改善について

### 1) 試験問題の日本語表記の改善について

- 現在行われている「易しい用語への置き換え」、「複合語の分解」、「主語・述語・目的語の明示」、「否定表現はできる限り肯定表現に転換する」等の措置は十分か。
- さらなる工夫として、どのような方法が考えられるか。  
参照：「今後の介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて」
  - 3. 易しい用語に置き換えるなどの措置を講じても、介護現場が混乱しないと考えられる用語

### 2) 介護等の学問上・法令上の専門用語の置き換えについて

- 介護等の学問上・法令上の専門用語を置き換えることについて、どう考えるか。  
参照：「今後の介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて」
  - 4. 介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語

### 3) 日本の社会・文化的背景を伴う用語について

- 日本固有の社会・文化に基づく表現が含まれる用語を試験問題から排除することについて、どう考えるか。

#### 4) 難しい漢字へのふりがなの付記について

- 日本語を母国語としない EPA 介護福祉士候補者へ実質的な公平を図る観点から、試験問題の漢字全てにふりがなを振ることが適当ではないか。
- その場合、EPA 介護福祉士候補者によって従来のふりがな対応の試験問題と漢字全てにふりがなを振る対応の試験問題を選択(両方を配布する方法含む。)できることにしてはどうか。

## 2. 試験時間の延長について

- 日本語を母国語としない EPA 介護福祉士候補者へ実質的な公平を図る観点から、試験時間の延長を行うことが適当ではないか。
- 延長する場合の時間設定についてはどう考えるか。  
注：試験時間の延長…弱視等受験者 1. 3倍 (273分)  
点字等受験者 1. 5倍 (315分)

## 3. 母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の

### 適否について

- 介護福祉士として就業する上で、同一の試験で日本語能力と介護に関する知識を併せて担保することが必要ではないか。
- 看護師国家試験における検討でも、医療安全の観点から適当ではないと結論付けられているが、介護福祉士の場合はどう考えるか。  
注：コミュニケーション能力試験とは、一般には「読む」「書く」「聞く」「話す」といった「他者とのコミュニケーションを上手に図ることができる能力」を測るものであるが、ここでは例えば、現行の「日本語能力試験」(日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験)等を想定。

## 4. 学習支援について

- 効果的な学習支援を図るために、どのような工夫が考えられるか。

## 今後の介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて ～EPAによる外国人候補者などの受験に配慮します～

厚生労働省は、財団法人社会福祉振興・試験センターと共同で、来年実施予定の平成22年度介護福祉士国家試験について、介護福祉士国家試験委員会において検討をすすめてきた結果、EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者などに対して配慮するため、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現にしていくこととしました。

委員会では、「利用者の安全確保に影響がないか」「専門職として当然知っておくべき用語か」「関連職種と連携して業務を行う上で支障が生じないか」といった観点から検討を行いました。

その結果、

- 1: 易しい用語に置き換えても現場が混乱しないと思われるものについては、置き換え、ふりがな、複合語の分解、平易に表現するなどの方法で見直しを行う。
  - 2: 介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語は、原則として置き換えないが、難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなどの改善を図る。
- という方針を定め、今年度の試験問題から対応していくこととなりました。

なお、外国人介護福祉士候補者が介護福祉士国家試験を受験するのは、来年度(平成23年度)以降の試験です。

詳細は別添資料をご参照ください。

## 今後の介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて

### 1. はじめに

介護福祉士国家試験については、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)の中で、国家試験における「EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮」が規制改革事項として挙げられ、平成22年度中に措置されることになりました。

また、「東アジア共同体構想に関する今後の取組について」(平成22年6月1日政府とりまとめ)及び「新成長戦略について」(平成22年6月18日 閣議決定)においても、看護師国家試験及び介護福祉士国家試験のあり方に関して検討、あるいは見直しを行うことになっています。

看護師国家試験については、8月24日に公表された「看護師国家試験における用語に関する有識者検討チーム」の報告書によって、今後の対応について一定の方針が示されています。

経済連携協定(EPA)によって我が国が受け入れている介護福祉士候補者が介護福祉士国家試験を受験するのは来年度以降ですが、これら閣議決定等を踏まえ、看護師国家試験での対応方針を参考にしつつ、今年度の試験から全受験者を対象とする措置として、以下の方向で対応することにしました。

なお、具体的な取扱いについては、今後、試験問題を作成していく中で、個々の問題文や用語に即して、個別に判断します。

### 2. 基本的な考え方

介護福祉士国家試験は、介護福祉士として必要な知識・技能を有しているかどうかを確認するために行うものです。

そのため、試験で使用されている難しい用語の取扱いについては、利用者の安全確保に影響することがないか、介護の専門職として当然に知っておくべき用語か、医師・看護師・介護支援専門員など関係職種と連携して業務を行う上で支障が生じないかといった観点から検討しました。

### 3. 易しい用語に置き換えるなどの措置を講じても、介護現場が混乱しないと考えられる用語

介護福祉士国家試験で用いられている一般的な用語のうち、易しい用語に置き換えても、介護現場が混乱することがないと考えられるものについては、以下の方針で見直しを行います。

#### i 易しい用語への置き換え

- 難しい表現は、易しい用語を使って置き換える。  
例)光源を設ける → 照明を設ける
- ただし、介護現場で広く定着しているものは、置き換えない。  
例)介助する

#### ii 難しい漢字への対応(※ すでに一部実施済み。)

- 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。  
きちようめん  
例)几帳面な

#### iii 複合語の分解

- 長い複合語で分解しても問題ないものは、言葉を補い、わかりやすい表現とする。  
例)加齢変化 → 加齢による変化

#### iv 主語・述語・目的語の明示

- 日本語として不自然でない範囲で主語、述語、目的語などを明示する。  
例)安定した姿勢を保持する方法に関する次の記述のうち、  
→ 要介護者が安定した姿勢を保つ方法に関する次の記述のうち、

- v 曖昧な表現の明確な表現への置き換え、固い表現の柔らかい表現への置き換え、句読点の付け方の工夫、否定表現はできる限り肯定表現に転換するなど、日本語として分かりやすい表現にする。

#### 4. 介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語

専門用語は学問の体系を反映するものであり、一つ一つに厳密な定義があります。介護、福祉、医療等に関する専門用語についても、用語として定着させるまでの学問的・体系的な積み上げと長い歴史があります。これを易しい日本語に置き換えるなどと、学問の体系が崩れたり、意味が不正確になってしまうことがあり、現場に混乱が生じます。従って、介護福祉士として知っておくべき学問上の専門用語の置き換えは原則として行いません。

また、「介護支援専門員」、「地域包括支援センター」、「自立支援給付」など、介護福祉士として知っておくべき法令上の専門用語についても、これらを知らなければ専門職としての業務を行えないことから、易しい用語への置き換えは原則として行いません。

ただし、例えば、用語よりも内容を問う問題文や状況説明文などで、必ずしも専門用語で厳密に表現する必要がない場合には、できるだけ易しい用語で表現します。

また、試験問題中の難しい漢字については、一般的な用語と同様にふりがなを振ったり、国際的に認定されている英字略語がそのまま使用されている場合には意味の明確化を図るなど、可能な範囲で改善します。

##### i 難しい漢字への対応(※一部実施済み)

- 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。

げり                      まひ  
例) 下痢                  麻痺

##### ii 英字略語への対応

- 英語の正式名称及び一般的に使用されている日本語訳を併記する。

例) ADL → ADL(Activities of Daily Living; 日常生活動作)

##### iii 疾病名への英語併記

例) 肺結核 → 肺結核(pulmonary tuberculosis)

※ 症状名への英語併記は行わない。

##### iv 外国人名への原語併記(※実施済み)

例) リッチモンド → リッチモンド(Richmond, M.)

※ 人名以外の、片仮名で表記されている専門用語については、原語併記は行わない。

(参考)介護福祉士国家試験過去問題の用語の置き換え例

※ この置き換え例はあくまでもイメージであり、実際に出題する問題については、個々の問題文や用語に即して、個別・専門的に判断します。

【例1】

(置き換え前)

高齢者の加齢変化に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 下肢筋力は保たれる。
- 2 肺活量は低下する。

(3・4 …)

- 5 聴覚では、高音域に比べ低音域が障害される。



(置き換え後)

高齢者の加齢による変化に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 下肢の筋力は保たれる。
- 2 肺活量は低下する。

(3・4 …)

- 5 高音域に比べ低音域が聴こえにくい。

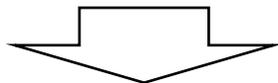
【例2】

(置き換え前)

片麻痺のある在宅高齢者の転倒予防に配慮した住環境に関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 夜間の移動に配慮して、足元に光源を設ける。

(2・3 …)



(置き換え後)

まひ

片麻痺のある在宅高齢者の転倒予防に配慮した住環境に関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 夜間でも安全に移動できるように、足元に照明を設ける。

(2・3 …)

「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した  
国家試験のあり方に関する検討会」の主な論点に関する  
ご意見の募集について

あなたと介護サービスとの関わりについて、該当する番号一つを○で囲んでください。

1. EPA介護福祉士候補者	2. 介護サービス従事者（EPA介護福祉士候補者受入施設勤務）	3. 介護サービス従事者（1.以外）	4. 介護施設の長（EPA介護福祉士候補者受入施設）	5. 介護施設の長（3.以外）	6. 利用者又は家族	7. その他（ ）
----------------	---------------------------------	--------------------	----------------------------	-----------------	------------	-----------

「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会」の主な論点（別紙）を参照の上、ご意見がございましたら、下欄にご記入ください。

1 わかりやすい日本語への改善について

2 試験時間の延長について

3 母国語・英語での試験とコミュニケーションの能力試験の併用の適否について

#### 4 学習支援について

--

※ ご協力ありがとうございました。